

●令和8年6月 有害大気汚染物質測定結果

当月の測定結果は全て環境基準及び指針値に適合していました。

測定項目		単位	測定結果			環境基準・指針値及び評価方法 ※環境基準は年間(4月～翌年3月)で評価をします。	
			糸井	明野	沼ノ端	環境基準(指針値)	評価方法
環境基準 設定項目	ベンゼン	μ g/ m ³	/	0. 32	0. 71	3 μ g/ m ³ を超えないこと。	1年間の平均値が環境基準を超えないこと。
	トリクロロエチレン	μ g/ m ³		不検出	不検出	130 μ g/ m ³ を超えないこと。	
	テトラクロロエチレン	μ g/ m ³		0. 014未満	0. 014未満	200 μ g/ m ³ を超えないこと。	
	ジクロロメタン	μ g/ m ³		0. 67	0. 68	150 μ g/ m ³ を超えないこと。	
指針値 設定項目	アクリロニトリル	μ g/ m ³		-	-	(2 μ g/ m ³ を超えないこと。)	1年間の平均値が指針値を超えないこと。
	塩化ビニルモノマー	μ g/ m ³		-	-	(10 μ g/ m ³ を超えないこと。)	
	クロロホルム	μ g/ m ³		-	-	(18 μ g/ m ³ を超えないこと。)	
	1,2-ジクロロエタン	μ g/ m ³		-	-	(1. 6 μ g/ m ³ を超えないこと。)	
	1,3-ブタジエン	μ g/ m ³		-	-	(2. 5 μ g/ m ³ を超えないこと。)	
	ニッケル及びその化合物	ng/ m ³		-	/	(25 ng/ m ³ を超えないこと。)	
	水銀及びその化合物	ng/ m ³		-		(40 ng/ m ³ を超えないこと。)	
	ヒ素及びその化合物	ng/ m ³		-		(6 ng/ m ³ を超えないこと。)	
	マンガン及びその化合物	ng/ m ³		-		(140 ng/ m ³ を超えないこと。)	
	塩化メチル	μ g/ m ³		-	-	(94 μ g/ m ³ を超えないこと。)	
	アセトアルデヒド	μ g/ m ³		0. 63	0. 42未満	(120 μ g/ m ³ を超えないこと。)	
その他の項目	トルエン	μ g/ m ³	/	-	-	環境基準及び指針値の設定はありません。	
	酸化エチレン	μ g/ m ³		-			
	クロム及び三価クロム化合物	ng/ m ³		-			
	六価クロム化合物	ng/ m ³		-			
	ベリリウム及びその化合物	ng/ m ³		-			
	ベンゾ[a]ピレン	ng/ m ³		-			
	ホルムアルデヒド	μ g/ m ³		1. 1	1. 2		

※環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準です。

※指針値とは、健康リスクの低減を図るための目標として定められている数値です。